

# 令和6年度 幼保連携型認定こども園 幸和園 重要事項説明書

## 1. 施設の目的及び運営方針

### (1) 運営主体（事業者概要）

事業者名称	社会福祉法人 幸和園
事業者所在地	兵庫県西宮市中須佐町3番36号
事業者連絡先	0798-36-4850
代表者氏名	理事長 増川 隆一
統括園長氏名	園長 増川 貴美子

### (2) 施設概要

種別	幼保連携型認定こども園
園長氏名	増川 貴美子
開園年月日	平成30年4月1日
名称	幼保連携型認定こども園 幸和園
所在地	〒662-0851 西宮市中須佐町3-36
連絡先	TEL (0798) 36-4850 (0798) 34-7008 FAX (0798) 22-2953
入園定員	165人
敷地面積	1121.55㎡
建物面積	1037.04㎡
構造規模	鉄骨造3階建

### (3) 法人沿革

昭和48年9月	幸和園保育所設置認可
平成14年4月	分園開園
平成18年3月	ISO9001:2000審査登録認証(平成18年3月～平成21年3月)
平成21年3月	第三者評価受審
平成23年4月	南幸和園開園
平成25年1月	本園改築
平成25年3月	分園閉園(本園と合併)
平成30年4月	幼保連携型認定こども園 幸和園(本園) 南幸和園(分園) 開園
平成31年4月	大社幸和園(本園) 越水幸和園(分園) 開園
令和6年3月	幼保連携型認定こども園 南幸和園(分園) 閉園(本園と合併)

## (4) 基本理念・保育方針・年間目標

### 保育理念

- \*健康・安全で、情緒の安定した生活ができる環境の確保
- \*福祉サービスの質の向上
- \*家庭支援を通しての地域貢献

### 保育方針

1. 基本的な生活習慣や態度を育て、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境をつくり、一人一人の欲求を十分に満たし、保育者との信頼関係の中で過ごせるようにする。
2. 0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していく。
3. 子どもが考え自ら行動する“見守る保育”を実践する。  
①子ども主体 ②たてわりではない異年齢児保育 ③ねらいに応じた選択制の保育

### 年間目標

保育者は、子どもに対して介入のタイミングをよく考慮し、子どもの主体性を尊重しながら適切に援助します。子どもが考え、問題を解決したり、子ども同士の関係を深めたりする機会を大切にします。

ぼかぼか組 (0歳児)	<ul style="list-style-type: none"><li>・一人一人の欲求を大切に受け止め、保育教諭との情緒的結びつきを強めながら、人間関係の基礎を作る。</li><li>・子どもにとって快適な環境の中で、気持ちを表現する。(快・不快・活発さ・発声など)</li></ul>
にこにこ組 (1歳児)	<ul style="list-style-type: none"><li>・食事・排泄・着脱などの基本的な生活習慣を身に付け、自分でやろうとする気持ちを育てる。</li><li>・身の回りの物事に、好奇心や興味を持ち、経験を広げながら保育教諭の見守りの中で、友達と色々な遊びを楽しむ。</li></ul>
わくわく組 (2歳児)	<ul style="list-style-type: none"><li>・色々な経験を通して言葉が豊かになり、自分の思いや欲求を言葉で表現しようとする。</li><li>・自分で思うように体を動かすことを喜び、全身を使った運動遊びや、手指を使った細かな遊びを楽しむようになる。</li><li>・保育教諭との安定した関わりの中で、生活に必要な身の回りのことを自分で考えてしようとする。</li></ul>
るんるん組 (3歳児)	<ul style="list-style-type: none"><li>・遊びや活動を通して、保育教諭や友達と関わることの楽しさを十分に味わったり、様々な思いを体験し、興味・関心を広げていく。</li><li>・自分の思いを言葉で伝えたり、様々な方法で表現したりする。また、友達と伝え合う。</li></ul>
のびのび組 (4歳児)	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活に必要な基本的な生活習慣や態度・言葉を身に付ける。</li><li>・友達とのつながりを広げ、喜びや楽しさを共に経験し、集団で活動することを楽しむ。</li><li>・身近な自然現象・社会事象に興味・関心を持ち、見たり、触れたり、体験したり、考えたりする。</li></ul>
きらきら組 (5歳児)	<ul style="list-style-type: none"><li>・年長児としての自覚を持ち、異年齢児との関わりの中で、思いやりの心を育て、協力する態度を身に付ける。</li><li>・自然や身近な事象に興味や関心を持ち、知的好奇心を高めるとともに、感性を豊かにし創造性を養う。</li><li>・就学前プログラムを行い、就学の期待と興味が芽生えるとともに、基本的な生活習慣や時間感覚などの大切さを再確認し、自主・自立の態度を養う。</li></ul>
調理	<ul style="list-style-type: none"><li>・発育段階に応じた形状、適温を考慮し、安全かつ味覚形成期の為の素材を味わえる給食を提供する。</li><li>・旬の食材や行事食、郷土料理(日本・世界)など、食文化に触れる機会を持てる献立作成をする。</li><li>・食材を目で見て、手で触れ、匂いを感じ、食に関する興味を持ち楽しく食べる。</li></ul>

## 2. 定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員 (2号3号)	3	20	22	40 (1号定員 5名含む)	40 (1号定員 5名含む)	40 (1号定員 5名含む)	165 (1号定員 15名含む)

## 3. 職員体制（令和6年4月1日現在）

園長	1人
副園長	1人
主幹教諭	2人(1号認定主幹 2・3号認定主幹)
保育教諭	24人(常勤22人 非常勤2人)
栄養士他	5人(常勤5人)
嘱託医師	4人
薬剤師	1人

## 4. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	1号認定 月曜日～金曜日まで 2号・3号認定 月曜日～土曜日まで
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月1日～3日及び12月29日～12月31日、その他特別な理由があると認めるとき （1号認定※行事等により前後することがある。） ※土曜日（8：30～12：00）・夏季休園・春季休園は、登園可 （1） 夏季休園 8月13日～8月15日まで （2） 冬季休園 12月29日～1月3日まで （3） 春季休園 3月30日・3月31日
開園時間	午前7：00～午後7：00まで
保育標準時間認定	午前7：00～午後6：00まで （うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定	午前8：30～午後4：30まで （うち保育が必要と認められる時間）
教育標準時間 （1号認定）	午前8：30～午後12：30まで ※午前7：00～午後6：00まで保育利用可能
特別延長保育時間	午後6：00～午後7：00まで

※支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

園に提出する場合は変更月の前月20日（休園の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前日25日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までに、提出してください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中での変更はできません。

## 5. 台風接近等に伴う対応について

### 【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては園からお迎えをお願いする場合があります。

すぐにお迎えに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとなります。また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

### 【西宮市に「特別警報」が発令された場合】

- ・午前7時現在で「特別警報」が西宮市に発令された場合は「休園」とします。  
また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。
- ・午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。
- ・午前7時以降に「特別警報」や「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

#### 【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルより確認してください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。  
必ず市からの避難情報を確認してください。



西宮市防災ポータル HP

- 避難所へ避難している場合は、よい子ネットからの情報配信や園内掲示等でお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。
- 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。
- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

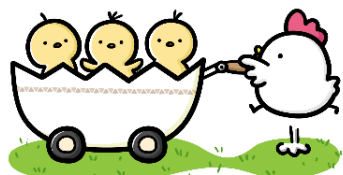


## 6. 提供する保育サービス

サービス名	内 容
特別延長保育	特別延長保育料が必要になります
体育教室	月 1 回 幼児
お茶教室	月 1 回 5 歳児
英語で遊ぼう	不定期 5 歳児
地域子育て支援事業	園庭開放・すくすく子育て教室・育児相談

## 7. 園の一日

時間帯	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児以上
7:00	随時登園 (早朝保育)	随時登園 (早朝保育)	随時登園 (早朝保育)
8:00	自由遊び	自由遊び	自由遊び
9:30	朝の集まり (ミルク・午前睡)	朝の集まり	朝の集まり
10:00	主活動 散歩・描画・造形 リズム遊び等	主活動 散歩・描画・造形 リズム遊び等	主活動 散歩・描画・造形 リズム遊び等
11:00	昼食	昼食	昼食
12:00	午睡	午睡	午睡
14:30	起床	起床	起床
15:00	おやつ 室内遊び・外遊び	おやつ 室内遊び・外遊び	おやつ 室内遊び・外遊び
16:00	帰りの集まり	帰りの集まり	帰りの集まり
16:30	随時降園	随時降園	随時降園
18:00	特別延長保育 おやつ	特別延長保育 おやつ	特別延長保育 おやつ
19:00			



## 8. 年間行事

行事計画		保健衛生計画
4月	入園の集い（新入園児）	身体計測（0・1歳児は毎月 2歳児～幼児は隔月） 健診（小児科・眼科・耳鼻科・歯科） 視力検査（幼児） 聴力検査（4・5歳児） 歯磨き指導（6月頃 4・5歳児） 尿検査（幼児） 砂場回虫卵検査 砂場熱処理（年1回）
5月	こどもの日のお祝い会（幼児） さくらんぼ狩り（5歳児） 移動動物園（幼児）	
6月	個人懇談 人形劇鑑賞（幼児） 保育参加 クラスからの話	
7月	水遊び（7・8・9月）・七夕まつり キャンプごっこ（5歳児）	
10月	個人懇談（希望者のみ） キウイ狩り（5歳児） 保育参加運動遊び クラスからの話（乳児） 保育参観運動編 クラスからの話（幼児） ハロウィン（5歳児）	
11月	園外保育（0～3歳児）遠足（4・5歳児）	
12月	クリスマス会・もちつき（5歳児）	
1月	お正月遊び・初釜（5歳児）	
2月	節分 保育参加表現遊び クラスからの話（乳児） 保育参観劇遊び編 クラスからの話（幼児）	
3月	ひなまつり・成長展 園外保育（0～4歳児）お別れピクニック（5歳児） お別れ会（幼児）・卒園式	
毎月	誕生会・避難訓練	
時期未定	西宮市探検（5歳児）	



## 9. 給食について

毎月、事前に献立表をよい子ネットで配信します。

子どもの1日の食事内容を考える際、園の給食（昼食とおやつ）の内容を知り、家庭で提供する食事の参考にしてください。また、朝ごはんは脳と身体をしっかり目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園してください。

### ○給食

- ・栄養士の献立による完全給食を、提供しています。
- ・野菜は、地場野菜を取り扱っている八百屋から納入し、国産の中でもできるだけ地場産の野菜をお願いしています。（一部国産冷凍野菜を使用）
- ・果物は国産無農薬・有機栽培にこだわっていますが、バナナは国産バナナの量の確保が難しい為、フィリピン産無農薬有機栽培です。
- ・低農薬米・低温殺菌牛乳・国産大豆使用豆腐製品・味噌・国産和牛・国産小麦無添加パンなど、できるだけ国産にこだわった材料を使用しています。
- ・毎月2回、肉魚を使用しない体内浄化を目的とした精進料理を、素食メニューとして提供しています。  
乳児 主食・副食とも配食、利用料は保育料に含まれています。  
幼児 主食費月額1,500円・副食費月額4,500円



精進料理

### ○おやつ

- ・無添加自然食品菓子・国産小麦無添加パンなどを、使用しています。
- ・週に2回は、手作りおやつです。

### ○食育

- ・健全な食生活をおくすることを、目標にしています。
- ・幼児は毎月、誕生日会などでテーブルマナーを身に付けています。
- ・行事食・季節に合わせた食材をメニューに反映させ、食事を通して季節の移り変わりを感じられるようにしています。
- ・日本や世界に興味関心が持てるように、郷土料理や世界の料理の日を、献立に取り入れています。
- ・子ども達が自分の食べる量を決めて伝え、お当番が調整します。アレルギーのある子どもは、色の違うトレイにカラーの食札をのせて区別し、誤食を防ぐようにしています。

### ○アレルギー

- ・『アレルギー確認表』にて確認し、個別に対応します。

### ○弁当日

- ・年に数回、弁当日があります。プチトマト・ぶどう・ミートボールなどは、誤嚥を防ぐ為に、園では小さく切って提供しています。弁当日にも、小さく切ってから持ってくるようにしてください。切られていなかった場合、食べずにそのまま持ち帰ります。また、アレルギーや未食の為、除去をしている食材が入っていた場合も園では食べることはできません。
- ・離乳食を食べている0歳児は、園で離乳食を提供します。

## 10. 利用者負担

### (1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償)

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・ 月途中退園の場合
- ・ 災害その他緊急をやむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

### (2) 上乘せ・実費相当徴収分

項 目	金 額
給食費（幼児） 主食費1,500円 副食費4,500円	月額 6,000円
日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 240円
その他必要物品（氏名ゴム印・お便りファイル・カラー帽子等） 幼児は、園指定 Tシャツ・半ズボン・トレーナー・長ズボン 行事費用徴収（遠足等）	年齢により異なる

主食・副食費は、同一月中に給食の利用が1日もなかった場合は、該当月の利用者負担金は、免除します。

災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

### (3) 時間外保育に係る利用者負担金

項 目	金 額
特別延長保育時間（30分） 午後6：00～午後6：30	月額 3,000円
特別延長保育時間（1時間） 午後6：00～午後7：00	月額 5,000円
保育短時間認定に係る時間外保育料 午前7：00～午前8：30（1時間半）	月額 3,000円
保育短時間認定に係る時間外保育料 午後4：30～午後6：00	月額 3,000円
保育短時間認定に係る時間外保育料 午前7：00～午前8：30 午後4：30～午後6：00	月額 5,000円
1号認定に係る預かり保育料（新2号） 午前7：00～午前8：30 午後12：30～午後6：00	日額 450円



#### (4) 諸費徴収金額

##### 乳児

項目	金額	備考
日本スポーツ振興センター共済掛金	240円	毎年
氏名ゴム印	200円	
お便りファイル	360円	
カラー帽子	1,100円	1歳～
誕生日カード	330円	毎年(希望者のみ)

##### 幼児

項目	金額	備考
日本スポーツ振興センター共済掛金	240円	毎年
氏名ゴム印	200円	
お便りファイル	360円	
カラー帽子	1,100円	
クレパス	550円	
粘土	510円	
粘土ケース	400円	
出席カード	330円	毎年
麻袋(着替え用カバン)	200円	
誕生日カード	330円	毎年(希望者のみ)
Tシャツ	1,000円	
半ズボン	1,540円	140サイズは1,850円
長袖トレーナー	2,530円	140サイズは3,040円
長ズボン	2,420円	140サイズは2,900円
遠足バス代	3,000円	4・5歳
給食費	月額6,000円	主食費 月額1,500円 副食費 月額4,500円

##### 月刊絵本(個人所有)購入(1歳児～5歳児対象)

各クラス毎に絵本を選んでいきます。希望者は、見本を見て申し込んでください。

予約購入ですので、申込は年度初めのみで、1年間分を前納してください。



## (5) 令和6年度口座振替の案内

毎月の口座振替手数料は、園負担です。

振替日の前日までに、準備してください。

残高不足で振替できなかった場合は現金で徴収します。

現金で徴収するときは手数料300円を併せて請求します。

『通帳表示』は、金融機関によって実際の表示と異なる場合があります。

卒園・退園時は時間外保育料等の口座振替は来月に繰り越さず、当月振替または現金で徴収です。

### 1.1. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定園児】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定園児】 ・西宮市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定園児に該当しなくなったとき (卒園を含む) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・当園(2号・3号認定園児について)は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする 尚、1号認定園児については園則に定めるところによる ・当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該園児の保護者とその内容を確認する

### 1.2. 緊急時等の対応方法

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡をします。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を請じます。  
保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

### 1 3. 安全対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

消防計画	毎年、西宮消防署へ届出
避難訓練	毎月1回避難訓練実施 想定を「火災」「地震津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯も色々なパターンを設定しています。
防災設備	消火器・非常口・セコム設置 モニター付きインターホン 午前7：00～午前7：30 午前9：30～午後4：00 午後6：00～午後7：00 この時間は、オートロックが掛かっていますので、インターホンを利用してください。鳴らしたら「クラスと名前」をお願いします。 その他の時間帯は鍵が開いています。
避難場所	「火災」の場合の第一避難場所 中須佐公園 「地震津波」の場合の第一避難場所 園の屋上 「地震津波」の場合の第二避難場所 大社幸和園・越水幸和園
緊急時の連絡手段	緊急時により子ネットの情報の配信を行います。 緊急時とは ①天変地異の場合の状況、お迎えについての連絡 ※地震は強震（震度4以上）で配信します。 ②園で緊急事態が生じた場合の連絡 ③保育参観・遠足などで中止の場合の連絡 ④その他 以上のことを了承後、登録をお願いします。 （登録方法は23～25ページ）
安全計画	園では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、園児の安全に関する取り組みを進めていきます。

### 1 4. 相談・要望・苦情窓口

#### 【要望・苦情等への対応方法】

#### （1）意見・要望等の受付

意見・要望等は面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。

#### （2）意見・要望等の受付の報告、確認

受付担当者が受け付けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、相談者に対して、報告を受けた旨を報告します。

#### （3）意見・要望等の解決のための話し合い

相談解決責任者は、相談者と話し合い、解決に努めます。その際、相談者は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。尚、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者による意見・要望の内容の確認

イ. 第三者による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

## 15. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済・日本スポーツ振興センター共済
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	医療費、障害・死亡見舞金

※その他、全国私立保育連盟 園傷害・災害・賠償保険に加入しています。

### (1) 災害共済給付制度について

子どもたちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入してもらいます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

## 16. 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、園が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

## 17. 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ園児の育ち等に関する記録について情報提供することがあります。

また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料(幼保連携型認定こども園園児指導要録)を園から就学先の小学校へ送付します。

## 18. 個人情報保護

園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。

利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

## 19. 写真・ビデオ等の取扱いについて

園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者におかれましても、行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いします。

保育参加・参観については、子どもの園での様子を知ってもらおうと共に、保護者の方々に子どもと一緒に楽しんでほしいという願いから、写真・ビデオ等についてはご遠慮願います。ただし保育参加・参観・卒園式など保護者参加の行事で、園が認めた場合は、園の撮影ルールに基づき撮影可能です。

園で撮影・購入した写真やビデオ等は、家庭で鑑賞される以外の使用は避けてください。個人情報保護法により、撮影した写真やビデオに写っている他の園児・保護者・職員の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすること（ホームページ・ブログ・SNS・動画投稿サイト等）はやめてください。

また、保護者が撮影した写真やビデオ、もしくは園で購入された写真等の紛失については、園は責任を負うことはできません。

よい子ネットから会員限定で配信した情報も、インターネットやSNS等その他に、掲載・共有しないでください。

## 20. 虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

### 【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、濡れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、園ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。園は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

## 2 1 . 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和 4 年には全国で 4 7 名の乳幼児が SIDS で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第 4 位となっています。

SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の 3 つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

①あおむけに寝かせる ②できるだけ母乳で育てる ③たばこをやめる

また、園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるように寝かせる。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1 歳児と入園間もない 2 歳児は、5 分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・A E D を設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

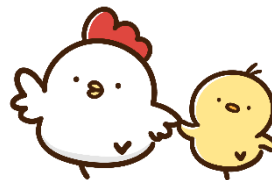
## 2 2 . 支援事業

\* 子育て支援事業 (在宅家庭の子育て支援)

毎週火曜日・木曜日 園庭開放

年 1 0 回 すくすく子育て教室

育児相談随時



\* 実習生の受け入れ

次世代育成を担う学生の人材育成を願い、実習生の受け入れをしています。

\* トライやるウィークの受け入れ

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』『中学生をはじめ地域の人々に園や子どもへの理解を得る』とし、市内の中学 2 年生の生徒を 5 日間受け入れています。